

## 指標 11.a.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 11.a.1** 次のような国家都市政策又は地域開発計画を持つ国の数：

- (a) 人口動態に対応する、(b) バランスのとれた領土開発を確保する、
- (c) 地方財政スペースを拡大する

**ターゲット 11.a** 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

**ゴール 11** 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

この指標は、(a) 人口動態に対応する、(b) バランスのとれた領土開発を確保する、(c) 地方財政スペースを拡大する、国家都市政策又は地域開発計画を持つ国の数を測定するものである。

地域開発計画とともに国家都市政策を導入し、質の高い計画と政策のための要件として測定可能な3つの指標を追加することは、指標 11.a.1 を、ターゲット 11.a の達成に向けて、より適切で、測定可能で、実施可能なプロセス指標とするだけでなく、更なる SDGs の進展や新しい都市アジェンダをもたらす。

#### ○ 概念

国家都市政策又は地域開発計画：

より変革的、生産的、包括的かつ強靱な都市開発を、長期的な視野で促進するための共通のビジョンや目的に向かって、様々なステークホルダー間の調整等を行う計画的な政府によって示される、一貫性のある意思決定や計画のこと。

人口動態に対応する国家都市計画：

国家都市政策が、人口構成、人口推移、人口予測に関係のある問題に対処していること。

バランスのとれた領土開発を確保する：

市街や都市回廊を含めバランスのとれた定住システムを含有する、空間的に一貫性のある領土開発を促進し、特に社会的、経済的、環境的、空間的な都市と地方のつながりに対処すること。

地方財政スペース：

政府の財政状況の持続性に対する偏見なく、全てのレベルの政府による予算や関連のある決定を受けて利用可能となった、地域レベルでの基礎的な社会的・経済的なサービス提供の向上のための財政的なリソースの合計のこと。

#### ○ 根拠及び解釈

国家都市政策はSDG11.aの達成に役立つ枠組みである。この指標は、国家都市政策の策定と実施は、関係者の参加、パートナーシップ、協力、調整を支援し、対話を促進すべきであるという考えに基づいている。国家都市政策と地域開発計画は、協調的で連携した都市開発を推進する。国家都市政策又は地域開発計画を通じた政府の協調的な取組は、セクター別政策を連携させ、国、地域、地方政府の政策を連携させ、バランスのとれた地域開発を通じて都市、都市周辺、農村の連携を強化することにより、持続可能な都市化とバランスのとれた地域開発を達成するための最良の機会を提供する。

#### データソース及び収集方法

SDG11.a.1については担当国際機関であるUN-Habitatが中心となってグローバルに調査（令和元年12月実施）を行っているところ、我が国においても国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）に基づき作成している国土形成計画をもとに回答している。このため、我が国における国土形成計画での記載事項に基づき本指標を算出する。

国土形成計画（全国計画）（令和5年7月28日閣議決定）

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/content/001621775.pdf>

#### 算出方法及びその他の方法論的考察

##### ○ 算出方法

###### (a) 人口動態に対応する

国土形成計画法第3条において、「国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し」と定められて

おり、これに基づき国土形成計画を策定しているため、1（該当）と算出する。

(b) バランスの取れた領土開発を確保する

国土形成計画法第2条において、「都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項」、「産業の適正な立地に関する事項」と定められており、これに基づき国土形成計画を策定しているため、1（該当）と算出する。

(c) 地方財政スペースを拡大する

国土形成計画法において計画への記載が位置付けられているものではなく、これに基づき国土形成計画を策定しているため、0（非該当）と算出する。

○ コメントと限界

なし

**データの詳細集計**

なし

**参考**

なし

**データ提供府省**

国土交通省

**関連政策府省**

国土交通省

**担当国際機関**

国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連人口基金（UNFPA）